



訴訟

## 増田・舟井の訴訟弁護士にとって、「結果」がすべてです。

増田・舟井法律事務所は、世界中の様々な業界および市場セグメントでビジネスを展開する一方で、米国内で商事紛争または訴訟に直面しているクライアントをサポートしています。当事務所は、単独または多数当事者が原告となる訴訟から集団訴訟まで、米国各地の裁判所・法廷で争われる多額の請求をクライアントに有利な形で解決しています。請求の規模にかかわらず、これまで培った経験を活かして、商事紛争で原告または被告となるクライアントのために、積極的かつ効率的な請求の主張および防御を行っています。

当事務所の弁護士は、代理業務そのもののみならず、米国法および関連手続きに馴染みのない国際企業にとっては難解との言える米国内の訴訟や裁判システムについて、クライアントに分かり易くかつ丁寧な説明を提供しています。また、多文化に関する深い理解はもちろん、多言語への対応能力を駆使しながら、英語でのコミュニケーションに自信がなかったり、あるいは社内文書をすべて母国語で作成していたりする外国企業に対しても、簡潔明瞭で行き届いたアドバイスの提供を行っています。さらに、複雑なクロスボーダー訴訟への対応・対処においても、高い専門性を有しています。

訴訟部門に所属する弁護士は、複雑な商事・特許訴訟はもとより、契約、不動産、建設、雇用あるいはパートナーシップに関する紛争、貨物／出荷に関する請求、独占禁止法問題、保険の補償および製造物責任まで、多種多様な商業紛争において法廷での豊富な経験を有する「交渉のプロ」です。また、米国内外の業界経験も幅広く、ハイテク、電機・半導体、自動車、重工業、輸送・流通、海運・貿易、輸出入、電気通信、医療、ライフサイエンス、ヘルスケア、小売およびホスピタリティ等、多岐にわたります。さらに、訴訟の回避およびリスク・マネジメントについてもクライアントに綿密なアドバイスを提供し、訴訟リスクと訴訟費用の軽減・抑制に努めています。

紛争が、連邦裁判所、州裁判所、控訴裁判所、仲裁または当事者間の交渉等、どこで争われるものかにかかわらず、解決のための効果的な戦略の考案はもちろん、各クライアント特有のニーズに沿った弁護士チームを形成し、全面的なアシストを提供しています。クライアントの目標に耳を傾けるとともに、紛争解決、リスク・マネジメントおよび費用抑制のための最適なアプローチについて、明快かつ平易な言葉でクライアントへの説明を行っています。当部門は、訴訟という困難を前に、ただ一つの目標を念頭にクライアントのためのトータル・サポートに尽力しています—その目的とは「勝利」に他なりません。

## Range of Services

### 商事紛争

増田・舟井法律事務所は、連邦・州裁判所はもちろん、米国各地の行政機関における訴訟の解決を含め、幅広い商事紛争に対応しています。当事務所の弁護士は、あらゆる業界に関する知識はもとより、契約、製品販売、営業秘密、詐欺、詐欺的取引慣行、独占禁止法、設備リース、保証違反、会計、担保付取引、回収、占有回復、製品リコール、米国統一商事法典（UCC）に関する請求等、重大かつ「高額な」紛争の解決に豊富な経験を有しています。大型案件から中規模の紛争まで、クライアントの主張を効率的に擁護したり、提起された請求から防御したりしながら、全面的なリーガル・サービスを提供しています。

近時のビジネスは、顧客とベンダー、経営陣と株主、または競合他社間で何かと問題を生じやすい環境にあると言えます。訴訟部門の弁護士は、問題が不可避となり、裁判が実行可能な唯一の解決策となる場合には、裁判・控訴でクライアントの立場を強く主張することで、クライアントの保護に徹します。また、状況によっては、利用可能な裁判所外紛争解決手続（ADR）についても検討・提案しています。

多くの場合、訴訟の開始から解決までは長期に及ぶため、クライアントの業務に支障が生じたり、訴訟費用が嵩んだりする可能性が生じます。当事務所は、商事訴訟における時間とコストとのバランスを図るほか、クライアントにとって有利になると判断される特定の状況下においては、即座の救済と戦略上の優位性を実現するための差止命令、令状およびその他判決前救済措置も検討・実行しています。

企業においては、事業運営、キャッシュフロー管理および継続的収益性に重大な影響を及ぼすような回収およびその他未払い債務への対処を迫られることがよくあります。当部門は、即座の結果と潜在的回収源の確保を目的とした訴訟戦略において高い評価を得ており、当部門に所属する弁護士は皆、ビジネス上の判断が商事紛争に及ぼす影響を熟知した交渉のプロです。請求の規模や難易度にかかわらず、紛争解決プロセスにおいて一貫してクライアントの利益を守ることに尽力しています。

---

### 仲裁／調停

訴訟の世界では、法廷外で「勝利」が達成されることが多々あります。増田・舟井法律事務所は、商事紛争における迅速かつ費用対効果の高い解決方法として、裁判外紛争解決手続（ADR）の有効性を熟知しています。裁判を伴わない解決策の特定には、忍耐力および創造性のみならず、極めて複雑な問題・紛争に対処するプロセスにおいて、終始一貫して細心の注意を払い、適切な分析と措置を講じていく必要があります。訴訟部門の弁護士は、あらゆる形態のADRを利用してクライアントの利益実現に努めています。仲裁・調停が、裁判といった伝統的な訴訟プロセスよりも効果的かつ効率的な紛争解決方法となることも多く、ADRが最適とされる状況の判断を含め、その利用方法に精通しています。

当事務所は、紛争当事者間の合意による解決または和解を実現させるための法的拘束力を持たない手続きはもちろん、中立的な第三者が法的拘束力を有する判断を当事者の面前で下す形式の手続きへの対応においても、豊富な実務経験を有しています。数々の仲裁手続、調停、ミニトリアルおよび模擬裁判において、クライア

ントを勝利に導いてきた実績のもと、これらに関連する規則、ポリシーおよび手順を総合的に理解するだけでなく、米国仲裁協会（AAA）、JAMS Endispute（ADR機関）、国際商業会議所、国際連合国際商取引法委員会（UCITRAL）、およびCenter for Public Resources（ADR機関）に所属する関係者・専門家はもとより、退職後に独立した元裁判官、ADRの専門家等、ADRの運用における多数の関係者と良好な関係を築いています。

紛争には、大胆な措置を講じるべきものもあれば、慎重な交渉や綿密な検討に基づく和解を視野に入れるべきものもあります。当事務所は、クライアントに対して各種ADRのメリット／デメリットを丁寧かつ明瞭に説明し、各紛争の性質およびニュアンスはもちろん、各種ADRの特性を考慮した上で、最良のオプションを提案しています。当事務所がこれまでにADRを通して解決を導いた案件には、複雑な商事紛争、集団訴訟、契約上の紛争、ビジネス上の不法行為、独占禁止法にかかわる紛争、雇用関連請求、不動産／建設およびパートナーシップ紛争等が含まれます。

さらに、紛争が裁判に発展するリスクを軽減するには、予防的措置が重要要素となることを理解し、様々なADR条項についても万全のアドバイスを提供しています。クライアントの利益保護に有効であると判断される場合には、売買契約、融資・貸付契約、販売店・フランチャイズ契約、雇用・管理契約、ならびに合併・買収およびジョイント・ベンチャー等の多種多様な取引でADR条項を盛り込み、紛争発生前か後かにかかわらず、ADRに関する合意を交渉・文書化することに尽力します。一方、クライアントが訴訟を提起されながらも法廷外での解決を希望する場合には、元々裁判による紛争解決を目指していた他方当事者とADRを通しての解決について交渉し、クライアントの貴重な時間と労力の大幅な節約を実現します。

---

## 債権回収／担保権実行／債権者の権利

財政難は、不安定な経済環境、信用リスクまたは債務不履行等、あらゆる状況から生じ得るものです。増田・舟井法律事務所は、倒産裁判所における様々な種類の倒産手続について、債権者を代理し、債務調整に関わる契約や債権回収手続をサポートしています。本分野における主なクライアントは、売掛金の回収、ディストレス投資（経営不振等による財務危機に陥っている企業に対する投資・債権）、および倒産債権への対応を必要とする債権者であり、具体的には債権回収・倒産手続における有担保・無担保債権者、出資者およびその他債権者です。

倒産および債権者の権利に関する案件において、一般的な問題から難易度の高い問題まで、あらゆる局面で一貫してアドバイスを提供しています。債権回収、担保目的物の再占有および破産に関する法的手続を熟知した上で、クライアントとの連携を密にして真摯かつ迅速な措置を講じながら、金銭およびその他資産の回収にあたります。また、倒産に際しては、連邦倒産法第11章（CHAPTER 11）に基づく再建型倒産処理手続や363条に基づく事業譲渡のほか、連邦倒産法第7条（CHAPTER 7）に基づく清算型倒産処理手続および第13条（CHAPTER 13）に基づく個人再生手続においても、債権者の権利保護に対応しています。

さらに、偏頗弁済に関する訴訟、詐欺的譲渡、免責の回避および複雑な商事紛争等、倒産手続に派生して生じる手続きにおいても、クライアントを効率的にサポートしています。州および連邦レベルでの債務調整、差押え、破綻、管財人による管理、回収問題等が絡む問題の解決に対応するほか、州裁判所および倒産裁判所における不動産・動産が関与するローン返済の強制執行について貸主をアシストしています。

当事務所の訴訟部門は、資産回収や財政難の重大さと時間的制約を十分に理解し、商事関連法と訴訟、倒産、貸付および不動産に関する豊富な実務経験を通して培ってきた法律知識とビジネス・センスを駆使しながら、債権者の効果的な代理を行っています。

---

## 流通紛争

メーカーやサービス・プロバイダーが、自社の製品・サービスを企業または消費者に提供する場合には、メーカーおよびサービス・プロバイダー自身が直接販売することがある一方で、仲介業者等の間接流通チャンネルを通して販売することもあります。後者のような間接流通チャンネルとそれらを規定する契約書は、企業の規模や所属する市場セグメントにかかわらず、ビジネスにおける有効なツールとなります。多くの流通契約には、事業を展開しながら競争力を維持するための重要な要素が含まれている一方で、契約締結後に流通に絡む問題が生じることも多々あります。流通における当事者間の関係がこじれた場合、各当事者の権利および利益を特定し、事態を解決することが困難となり、その結果訴訟に発展する恐れがあります。

増田・舟井法律事務所における業務の大半は、米国の地域および全国レベルはもちろん、場合によっては国際レベルでの流通関連の紛争に関与するクライアントの権利保護に焦点を置いたものです。クライアントから繰り返しご依頼を頂く背景には、販売、流通、ディーラー、フランチャイズ、セールスステップ、ライセンス、ベンダー、OEM、セキュリティ、リース、委託、倉庫および寄託契約に絡む数々の紛争案件でクライアントを勝利に導いてきた長年の力量と実績が存在しています。さらに、元ディストリビューター、ディーラー、フランチャイジーおよびセールスステップからの契約の不当解除にかかわる請求に直面しているクライアントのサポートも行っています。

流通契約は、ディストリビューターとサプライヤーがアライアンスを形成する上で不可欠なツールであることから、クライアントの多くは、紛争を解決し、「平常業務」に戻ることにより、関係を維持しようとしています。訴訟部門の弁護士は、このような状況において、慎重な問題解決人としての役割のみならず、外交的な交渉人としての機能も果たすことで、生産性かつ収益性の高い関係への修復に注力します。

---

## 知的財産訴訟

知的財産は、今日のほぼすべてのビジネスに不可欠な資産かつ要素です。知的財産に関する訴訟が生じた場合、いかなる規模の企業であっても、知的財産を保護するとともに、潜在的損失を軽減したり、結果的に生じる損害に対する最大限の賠償を可能にしたりする方策が必要となります。増田・舟井法律事務所の弁護士は、知

的財産の保護はもとより、米国内外においてクライアントの権利全般を積極的に保護・防御することの絶対的な必要性を理解しています。

当事務所は、クライアントの知的財産およびポートフォリオを取り巻く明確な商業目的を重視し、州裁判所、連邦裁判所および控訴裁判所ならびに裁判外紛争解決手続（ADR）における知的財産紛争でクライアントを代理するほか、米国特許商標庁（PTO）、商標審判部（TTAB）および国際貿易委員会（ITC）に対してクライアントの立場の主張にすることにおいても、豊富な経験を有しています。

和解、調停、訴訟を問わず、訴訟前の初期調査から解決に至るまで、権利執行および他者からの請求に対する防御において、一貫してクライアントを代理しています。これまでに従事・解決してきた紛争としては、特許、著作権、商標、トレードドレス、営業秘密、ドメイン名、偽造、比較広告、技術移転、ライセンス、フランチャイズ、虚偽広告、不公正競争、非競争・非勧誘条項、知的財産分野における独占禁止法関連紛争が挙げられますが、これらに限られません。また、係争中または予想される訴訟を支援するための訴訟前カウンセリングのほか、鑑定書（Opinions of Counsel）の提供にも対応しています。

さらに、暫定的差止請求、マークマンヒアリング、陪審・非陪審裁判および控訴等、特許紛争のあらゆる側面において、クライアントの特許権を主張する一方で、他者からの請求に対しては適切にクライアントを保護することにおいても、数々の経験を有しています。競合他社との「会社の存在を左右し得るような」特許訴訟のほか、不実施主体（non-practicing entities）による特許請求（パテントトロール）からの防御、ITC訴訟、当事者系レビューを含む特許付与後手続きにおけるPTOに対する代理まで、幅広いサービスを提供しています。複雑な商標訴訟においては、ビジネスに重点を置いた解決策を提案するほか、ランダム法や関連する連邦法・州法のすべての側面を熟知しています。

その一方で、クライアントの貴重な営業秘密の保護にも尽力しています。不正使用、非開示・秘密保持・非競争契約の違反、アイデア・発明の盗用、不公正競争、または保険に関する請求が絡む様々な訴訟をクライアントに有利な形で解決に導いてきた実績を有しています。インターネット上でクライアントのドメイン名や知的財産を盗用したり、乗っ取ったり、侵害したりした競合他社に対しては、不正使用された知的財産の回復とそのような不正行為の是正のための迅速な措置を講じることにより、クライアントを積極的に保護しています。加えて、ICANNの統一ドメイン名紛争解決ポリシー（Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy）のもとでのドメイン名紛争においても、クライアントの代理を行っています。

---

## パートナーシップ訴訟

ビジネスパートナーシップにおいては、当事者にどれ程の誠意があったにしても、当事者間の関係が悪化し、不幸にも完全に崩壊してしまうことがあります。増田・舟井法律事務所は、極度に悪化してしまったパートナーシップや非公開会社内の紛争・解散への対応において、豊富な実績を有しています。社内から生じた紛争は、外的脅威よりも事態を悪化させる恐れがあるため、激しい感情に押し流されずに公平な交渉を行うことが、結果の実現よりもさらに重要となります。訴訟部門の弁護士は、パートナーシップまたは株主紛争への対処の

仕方が、金銭的損失あるいは好ましい結末のいずれかをもたらす決定要因になる傾向があることを直接的な経験から心得ています。

パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、株主および解除契約に関する請求の解決を含む、あらゆる紛争解決サービスを提供しています。クライアントと連携しながら、紛争が和解不可能なまでにこじれる前に、当事者間の不調和・不一致の軽減に努める一方で、クライアントにとって解散が唯一実行可能な解決策とされる場合には、投資回収の最大化において最も効果的なアクション・プラン（実行計画）の策定に対応します。また、結果的に訴訟に持ち込まれる場合には、クライアントの立場を強く主張するとともに、リスク、時間および費用面での分析を通して、予想される結果を検討します。さらに、信任義務違反、詐欺、不適切管理および解散訴訟等、パートナーシップ紛争に関するあらゆる請求に対応しています。

当部門の弁護士は、企業の所有権の過半数を保有する所有者、**50%**を保有する所有者および少数を保有する所有者の代理等、パートナーシップ紛争におけるあらゆる側面についてクライアントにアドバイスを提供しているほか、買収阻止、株式取得の強制実施および経営権の強制変更においても顕著な実績を収めています。当部門のクライアントは、米国企業はもとより、ロシアを拠点とする企業、日本企業、ベラルーシおよびウクライナに拠点を持つ米国企業でこれらの国からの従業員を有する企業など多岐にわたるため、こうした紛争解決においては、ビジネス法における知見も駆使しながら、訴訟、調停または仲裁のいずれのアプローチを経るものであるかにかかわらず、クライアントに効果的なサポートを常時提供しています。